

# 地域生活支援拠点等の好事例集 25自治体等

# 整備類型

多機能拠点整備型      3件      12%

面的整備型              16件      64%

併用整備型              6件      24%

# ①相談機能

相談支援専門員（コーディネーター含む）

- ・ 確保している…… 1 8
- ・ 確保していない… 7

24時間相談受付

- ・ 夜勤、宿直対応… 1
- ・ 電話対応…………… 1 6
- ・ していない…………… 8

## ②緊急時の受け入れ・対応

### 空床確保

- ・ している…… 1 4
- ・ していない… 1 1

### 空床確保をしていない自治体等の対応

- ・ 受け入れ可否情報の収集
- ・ コーディネーターが自宅に泊まりに行く
- ・ 一時的に保護する市の独自事業を実施

# ③体験の機会、場

## 具体的な事例

- 拠点に体験機会を提供する場を整備
- GHやケア付アパートを確保
- 短期入所を体験の機会、場として利用する
- 体験受け入れが可能な施設を登録する
- 市独自事業により、入院中であっても就労継続支援事業等の体験が行える

# ④専門的人材の確保、養成

## 具体的な事例

- 計画相談における事例検討会
- 講座、研修会の実施
- 研修費補助
- 医療的ケアの人材確保、養成に関しては、病院と訪問看護ステーションに業務委託し、指導、研修を実施

# ⑤地域の体制づくり

## 具体的な事例

- 関係機関による会議、意見交換の開催
- 医師、民生委員など関係者を選定しての事例検討会
- 医療的ケアグループを設置し、課題の把握や整理を進めている
- 地域包括支援センター、医療機関、小学校等、制度を越えて関係機関に登録してもらい、他分野の支援の中で見つかった支援ニーズの共有
- 先進市への視察

好事例集 掲載自治体 一覧表

	整備類型	5つの機能					特徴・付加機能等	コーディネーター配置
		①相談機能 (基幹相談支援センター)	②緊急時の受け入れ・対応 (空床確保数)	③体験の機会、場	④専門的人材の確保、養成	⑤地域の体制づくり		
1. 東胆振圏域(苫小牧市・白老町・厚真町・安平町・むかわ町)(北海道)	面	○	○	○	○	○	・1市4町の東胆振定住自立圏の中核を担っている苫小牧市を中心に整備 ・居住支援事業(相談支援員が物件情報収集、居住一覧表をHPに掲載等)実施	○
2. 塩竈市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町(宮城県)	多	○(基)	(空:拠点外1)				・県補助金活用で地域拠点センター設立。2市3町でNPO法人に運営委託 ・緊急対応登録にショートステイ体験を条件づけ、サービス未利用者の体験機会につなげる	○
3. 東松島市(宮城県)	面	○(基)	○ (空:拠点内2)	(未実施)	○	○	・3か所の基幹相談支援センターがコーディネーター役 ・グループホームと緊急保護室を備えた拠点施設を建設(震災仮設住宅からの住み替え) ・地域生活コーディネーターが中核 ・コールセンター設置(夜間、企業に取次業務委託)と相談サポーター(基幹相談支援センターから委嘱の関係者)による24時間対応相談体制	-
4. 会津若松市(福島県)	面	○	(空:拠点外1)				・輪番制による緊急短期入所の受け入れ体制確保 ・「とちぎシェアネット」で事業所の空き情報を常時共有 ・自立支援協議会からWGメンバーが宅建協会と住む家を探すシステムづくりを検討中	○
5. 栃木市(栃木県)	面	○(基)		(検討中)	○	○	・地域生活支援拠点等の機能について、前身となる実績をもつ法人を核として整備 ・障害の有無や種別を問わないフリースペースで一時的避難や潜在ニーズに対応	-
6. 吉川市(埼玉県)	面	○	(空:拠点外1)		○	○	・地域(緑区)と障害種別(知的)を限定したスモールスタート。四半期毎に検証を行い、新たな課題に対応 ・緊急時の一次受け入れは市の空床確保、長期化対応は市域の短期入所施設	○
7. 千葉市(千葉県)	面	○	○	○	○	○	・公募による2法人による地域生活支援拠点等がネットワーク構築の中心 ・各法人の専門性による既存機能を活用(放課後デイ、就労継続支援等)	○
8. 柏市(千葉県)	併	○(基)	○ (空:拠点内3 拠点外2)	○	○	○	・3障害別の相談支援拠点事業所と基幹相談支援センターを地域生活支援拠点等と位置づけ ・相談支援専門員を増配置し土日相談を実施。緊急受け入れ先施設につなぐなどワンストップで対応	-
9. 新宿区(東京都)	併	○	○ (空:拠点内3 拠点外3)	○	○	○	・委託相談事業所5か所が地域生活支援拠点等のコーディネーター機能をもつ ・家族のいる自宅で、自立支援のための生活体験を実施 ・ピアカウンセラーによる地域移行支援を展開	○
10. 八王子市(東京都)	面	○	(検討中)		○	○	・各区1か所ずつ地域生活支援拠点等を整備予定(2か所済) ・市のバックアップ体制が充実(市有地の無償貸与、専門的人材育成、こども食堂、しょうがい者サポーター養成講座等)	-
11. 川崎市(神奈川県)	多	○	(空:拠点外8)	(市独自事業)	○	○	・専門性の高い分野を持つ事業所間での連携により総合的に対応 ・市事業として小田原市障害児医療的ケア提供体制整備事業費助成金交付事業、高次脳機能障害への対応等	-
12. 小田原市(神奈川県)	面	○	○ (空:拠点内2)	○	○	○	・地域包括支援センターとの連携で高齢障害者への専門的な対応体制を確保 ・緊急時対応として、夜間・休日を想定した対応プラン(仮称 安心生活支援プラン)を予め計画相談支援に組み込む	-
13. 厚木市(神奈川県)	面	○(基)			○	○	・地区ごとの相談支援事業所が中核となり、地域全体で支える体制づくり ・将来的には包括的相談支援体制を見据えて、他分野(高齢分野、保健分野等)と連携	-
14. 長岡市(新潟県)	併	○	○ (空:拠点内2 拠点外1)	○	○	(検討中)	・複数サービスを持つ法人の特性を生かし、相談→危機介入→再発防止まで一体的に運用 ・市独自に強度行動障害対応スキルアップ研修実施	○
15. 上越市(新潟県)	併	○	○ (空:拠点内2 拠点外1)	○	○	○	・法人による地域生活支援拠点等に緊急対応コーディネーター、基幹相談支援センターに地域あんしんコーディネーターを配置 ・「ハイルスク者登録台帳」(サービス未利用者)を整備し支援体制構築予定	○
16. 北信圏域(中野市・山ノ内町・飯山市・木島平村・野沢温泉村・栄村)(長野県)	併	○	○ (空:拠点内2)	○	○	○	・障害者多機能施設を主要拠点として整備。相談、緊急時の受け入れ、体験の機会の3機能の整備に主に取り組み ・コーディネーターを中心に事業所等関係機関をネットワーク化	○
17. 静岡市(静岡県)	面	○(基)	(H30年度~)	(H30年度~)	(H30年度~)	(H30年度~)	・地域生活支援事業の居宅確保事業を活用し、通所施設での体験宿泊及び緊急宿泊の体制を整備 ・市の単独予算で、行動援護従事者養成研修実施	-
18. 大府市(愛知県)	面	○	(H29年度~)		(市独自事業)		・各区障害者基幹相談支援センターと総合相談情報センター(市全体)が中核 ・緊急時受け入れは、日中活動系サービス事業所とショートステイ事業所が連携。日中活動系サービス事業所職員が駆けつけ対応	○
19. 堺市(大阪府)	面	○(基)	(市独自事業で空:拠点外2)		○	○	・民営民営で障害者支援事業と高齢者支援事業の多機能拠点型の地域生活支援拠点等施設を整備 ・一人暮らし体験用「つながりルーム」設置。相談支援事業所ネットワークを中心とする地域の体制づくり	-
20. 豊中市(大阪府)	多	○	○	○	○	○	・体験の場(自立生活準備室)を「地域共生館(ふれぼの)」(社協)に付加 ・基幹型相談支援センターが相談事業所を全面的にバックアップし、西宮市独自の「本人中心支援計画」を作成	-
21. 西宮市(兵庫県)	面	○	(空:拠点外1)	○		○	・障害者地域活動支援センターがワンストップ窓口。4人の相談支援専門員がコーディネーター的役割 ・同一建物に複数事業所が入り日常的に連携。警察とも事前に連携	-
22. 新見市(岡山県)	面	○				○	・3か所のワンストップの相談支援拠点 ・市事業で、体験機会のための、松山市精神障がい者地域生活チャレンジ事業、虐待緊急受け入れに松山市障がい者緊急一時保護居宅確保事業を整備	-
23. 松山市(愛媛県)	面	○	(市独自事業)	(市独自事業)	○	○	・14か所の区基幹相談支援センターが24時間相談体制、ネットワークづくり、人材育成、地域のアウトリーチを行う中核。緊急時は専門性を有する3か所の短期入所施設が対応	○
24. 福岡市(福岡県)	併	○(基)	○ (空:拠点内6)		○	○	・市直営の地域生活支援拠点等の事務局を設置し、緊急連絡体制整備 ・緊急対応支援員(協力20法人による輪番制)が直接支援	-
25. 大分市(大分県)	面	○		(市独自事業を拡充予定)	○	○		-

### 3. 整備の検討経緯、整備時の工夫

#### 【整備の検討経緯】

##### ●平成26年に国が示した基本指針をもとに検討

第4期障害福祉計画（平成27～29年）に整備目標を盛り込み、具体的な検討を実施

##### ●当事者家族からの要望により検討

知的障害者の親から、親亡き後の自立した生活への支援や緊急時の受け入れ・対応への希望を受け、検討している自治体もある

#### 【（地域自立支援）協議会の活用】

##### ●（地域自立支援）協議会を検討の場や周知の場として活用

- ・既存の部会（相談部会等）を活用したり、協議会の中に「**地域生活支援拠点等の検討を行うプロジェクトチーム・部会**」を新たに組成
- ・地域自立支援協議会を通じて、地域生活支援拠点等の機能や役割等、体制づくりの検討、地域事業所等への説明会等を実施

#### 【地域の資源、実情の把握・分析】

##### ●アンケートやヒアリングによる把握

アンケートや関係者からのヒアリングにより、地域における課題の洗い出しや、地域資源の不足・拡充が必要な機能などを把握

#### 【整備時の工夫】

##### ●比較的力量のある法人を中心に整備

その法人の資源を活用しながら体制を整備し、徐々に自治体全体での体制づくりを行っている

##### ●段階的に整備

一度に5つの機能の整備が難しかったり、全障害への対応が難しい自治体は、**段階的に整備**

##### ●多機能拠点整備型から市内全域へ展開

多機能型で整備している自治体でも、**多機能型の地域生活支援拠点等で事業を完結せずに、市内全域の事業所と連携を図りながら展開しているところもある**

##### ●エリア別に整備

人口規模の大きい自治体は、**エリア別・区別に整備**していく方針のところもある

##### ●既存の社会資源を活用

基幹相談支援センター等が既存の社会資源をコーディネートしているところもある

### 4. 必要な機能についての取組みの特徴

#### ① 相談

##### ●ワンストップの相談窓口、初期対応の相談窓口

- ・障害種別に関係なく誰でも利用できるワンストップの相談窓口の機能を持っているところもある
- ・実際のサービスにつなぐまでの対応や困難事例への対応を担うところもある
- ・基幹相談支援センターが中心となり困難事例の対応を担うところもある

##### ●要支援者の把握や事前登録など緊急時への備え

緊急時に支援が見込めない世帯を事前に把握するため、台帳の整備や、事前登録制を行い、緊急時用の計画策定を促す

##### ●早朝・夜間、休日への対応の整備

- ・夜間休日は、職員が携帯電話を持ち対応していたり、同一法人の夜勤者が第一対応し、地域生活支援拠点等職員等につなげている
- ・その他、自治体や基幹相談支援センターが対応しているところもある

#### ② 緊急時の受け入れ・対応

##### ●事前登録制でスムーズな受け入れ

- ・障害種別によっては急な受け入れが難しい場合もあるため、事前登録制や、通いなれた事業所での受け入れ等など、利用者の情報等を把握できる体制を整備
- ・その他、サービス等利用計画作成時に、緊急時の対応について明記しておくことで、緊急時にスムーズに支援が行えるようにしているところもある

##### ●短期入所等の活用

短期入所等の空床を確保することで緊急時の対応がスムーズに行えるようにしているところもある

##### ●受け入れ後の次の支援への移行

受け入れ後、一定期間内に各支援者による会議等を開催し、次の支援の対応を図るところもある

##### ●医療との連携

医療的ケアが必要な障害者への対応として、病院と連携して緊急時に受け入れているところもある

##### ●行政の事務局設置による緊急時対応の整備

地域生活支援拠点等に行政の事務局を設置し、「緊急連絡体制」を整備したり、市内の事業所に「緊急対応支援員」の協力依頼を行い、緊急時対応における地域づくりを行っているところもある

## 4. 必要な機能についての取組みの特徴(つづき)

### ③ 体験の機会・場

#### ● 今後の生活について考えてもらうきっかけとして利用を勧める

障害者本人や家族に今後の生活について考えてもらうきっかけの一つとして、日常の支援を通じて体験等を勧めるところもある

#### ● 既存のグループホームなどを活用

地域生活支援拠点等で生活体験等ができる機能を持たせて、当該圏域内のグループホームなどで対応しているところもある

#### ● 日常生活を体験できるところもある

調理、洗濯、入浴などの日常生活を切り出して体験できたり、親元から離れる経験のための宿泊体験ができるところもある

### ④ 専門的人材の確保、養成

#### ● 相談機能の充実のための研修強化

- ・相談機能の充実のため、事業所の職員の研修を強化
- ・自治体によっては、事業所の職員に研修費の助成を行っているところもある

#### ● 専門的ケアへの対応のための研修の充実

医療的ケアや強度行動障害など、特に専門的ケアが必要な障害については、職員の資質向上のため、積極的に勉強会や研修会等を開催。例えば、OJTによる研鑽や、体験利用者への支援を通じて、実務研修を行っているところもある

#### ● 当事者による支援の活用

拠点内でピアヘルパーやピアカウンセラー等の養成を行っているところもある

### ⑤ 地域の体制づくり

#### ● 協議会の活用

拠点等の整備、運営のために、協議会の部会に「地域生活支援拠点等部会」を設置し、事例検討を行う等の対応を行っているところもある

#### ● ネットワークの形成

- ・相談支援事業所間や、自治体内の事業所、医療機関、その他の関係機関とネットワーク化を図っているところもある
- ・その他に、学校、地域包括支援センター、民生委員、町内会などの地域団体等と連携して地域で障害者を見守るネットワークづくりを行っているところもある

#### ● 地元に立地する大学との連携強化

地元に立地する大学の学生のフィールドワークとして、地域活動に取り組んでいたり、現場実習の場、地域との交流活動の場として提供するなど連携を図っているところもある

### ⑥ その他

#### ● 居住支援事業（独自事業）の充実

民間アパート・下宿等の地域資源を活用し、「障害のある方が入居できる居住一覧」を作成し、積極的に障害者の一人暮らしの支援をしているところもある

#### ● 就労支援の充実

併設施設に就労継続支援の事業所があったり、就労に関する相談員が同一建物にすることで、就労支援を行っているところもある

#### ● 自治体の見守り体制の整備

支援が必要と思われるサービス未利用者に対して、登録制で見守り事業を実施

#### ● 都道府県の整備に向けての積極的な関与

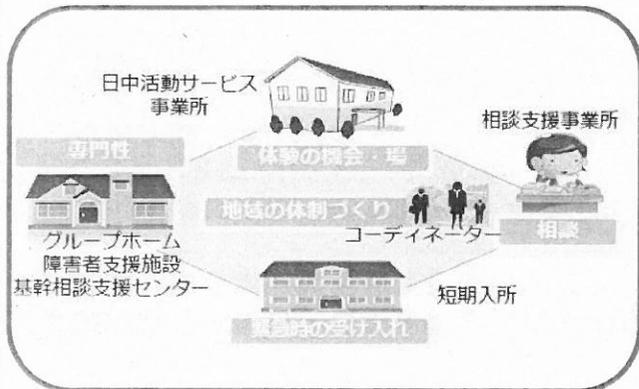
圏域単位で整備を行なう地域において、協議会に参加して進捗管理を図る等、都道府県の積極的な関与があり進んでいるところもある

## 5. 好事例から見る地域生活支援拠点等のイメージ図

### ● 多機能拠点整備型



### ● 面的整備型



### 傾向・特徴

#### ● 比較的力量のある法人を中心に整備

・もともと地域でさまざまな事業を展開している、比較的力量のある事業所が整備しているケースが多い

#### ● ワンストップで相談から緊急対応まで可能

・相談から緊急時の対応まで、1か所での対応が可能であり、利用者は、相談から緊急時の対応まで同じ場所・同じ職員等が対応してくれることに安心感を感じる  
 ・緊急時の受け入れ側の職員は、相談時のアセスメント情報などについて情報共有が図れ、適切な対応が可能である

#### 今後の強化・充実のために

#### ● ワンストップで相談から緊急対応を維持するための地域への展開（地域の協力）

・常に緊急時の対応ができるよう、緊急時に受け入れた障害者をできるだけ短期間で適切なサービス等につなげることが重要であり、そのためには、拠点等の機能を地域に展開できるよう地域の協力が必要となる

#### ● 相談機能の活用

・地域の資源等や相談と緊急対応の機能を限定活用すれば、相談機能を充実させることで、特定の地域で、障害種別ごとに対応することができる（早期にスタートしやすい）

#### ● 異なる専門性を持つ事業所間の連携

・それぞれの専門性のある事業所が地域生活支援拠点等となり、他の事業所と連携を図ることで、全障害に対応が可能

#### ● 地域の資源を有効に活用

・地域の様々な資源を有効に活用することで、既存の体制を生かした整備も可能  
 ・地域の事業所がかかわることで、地域に一体感が形成される

#### 今後の強化・充実のために

#### ● 地域ごとや障害種別ごとに完結できる体制のネットワーク化

・特定の障害種別で相談から緊急対応までを行い、さらに事業所間の連携を可能とするために、全体をカバーできるようネットワーク化を図る必要がある

スタート時点で、核となる部分は、各自治体等の強みや市地域資源の状況によって選択するのがよいが、最終的には、多機能拠点整備型も面的整備型も、地域全体に広く展開するためには、地域の各分野の関係機関との連携が必要である

## Ⅱ. 好事例自治体等の取組み概要(抜粋)

### 塩竈市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町(宮城県)

緊急相談を、平日・日中と休日・夜間の体制を分け、既存の計画相談事業所や行政と役割分担を行う

- 県補助金を活用し、地域拠点センターを設立。2市3町でNPO法人に運営委託(基幹相談、拠点整備、緊急ショート)
- 緊急かけつけ・受け入れは、原則登録制とし、登録後の体験ショートステイ利用を条件づけ、緊急対応に備え、利用者の情報を取得
- 登録後の体験ショートステイにより、サービス未利用者の体験機会につなげる
- 緊急対応登録者で要件の合う人は、地域定着支援につなげる



### 栃木市(栃木県)

地域生活支援拠点等の名称を「栃木市くらしだいじネット」と、市民になじみやすいものとする

- 基幹相談支援センターを中心に常時・緊急時いずれも対応できる体制を整備
- 「緊急時の受け入れ・対応」を優先的に整備。輪番制による緊急短期入所の受け入れ体制を確保。また、緊急時の受け入れは登録制とし、利用者の情報を事前に収集することでリスクを軽減
- 体験短期入所事業(市独自事業)を通じ、利用者の不安や受入側の負担を軽減
- オンラインストレージ「とちぎシェアネット」で事業所の空き情報を常時共有
- (自立支援)協議会の中に「医療的ケアグループ」を新たに設置し、医療的ケアの支援体制を確保

### 東松島市(宮城県)

市内全域を対象とする3か所の基幹相談支援センターが身近な相談場所となり、コーディネーターの役割を担う

- 喫緊の課題であった「緊急時の受け入れ」に対し、仮設住宅の取り壊し時に、仮設住宅の入居者の住み替えのためのグループホームと緊急時の受け入れ場所(緊急保護室)を備えた建物を、地域生活支援拠点等施設として建設
- 各基幹相談支援センターが緊急時の判断と対応をスムーズに行えるよう、市独自のマニュアル類を作成中
- 市の規模からすべてに対応できないため、石巻圏域内や県との連携が必要である(医療的ケア、強度行動障害、重度障害者など)

### 千葉市(千葉県)

地域(緑区)と障害種別(知的)を限定したスモールスタート  
⇒ 検証後、地域や障害種別を順次拡大

- スモールスタートで四半期毎に事業の検証を行うことで、新たな課題に対するスピーディな事業の見直しが可能
- 「緊急時の一次受け入れは市が確保する空床で、長期化対応は市内の短期入所で」という緊急時の段階別対応を検討中
- 障害福祉サービス未利用者の緊急時や親亡き後の備えとして、見守りを実施。啓発や体験、障害福祉サービスの利用を勧奨
- 相談支援専門員が多様な支援を提案出来るようインフォーマルなサービスの活用に関する研修を実施
- 障害者の高齢化に備え、介護関係者との連携を積極的に実施

## Ⅱ. 好事例自治体等の取組み概要(抜粋)

### 柏市(千葉県)

#### 公募により事業者募集

⇒ 異なる障害種別(発達・重度行動、精神・重心)の2法人を選定、市の北部と南部に地域生活支援拠点等を設置

- 公募することで、現場目線でのニーズを付加機能として盛り込む
- 地域生活支援拠点等の他、基幹相談支援センターとしての指定、地域自立支援協議会の運営委託を行い、「かしわネットワーク」構築の中心として位置付ける
- 各拠点の短期入所やグループホームで緊急枠を設け、緊急時に対応
- 通過・体験型(最長5年程度の有期)のグループホームを設置
- 将来的には、地域バランスを考え、さらに2か所地域生活支援拠点等を整備する予定

### 八王子市(東京都)

地域・障害種別を網羅する5か所の委託相談事業所に、地域生活支援拠点等としてコーディネート機能を付加し、「市総ぐるみ」で取り組む面的整備

- 各地域生活支援員(コーディネーター)が、当事者が地域で生活できるまでの支援を行うほか、アウトリーチ支援等幅広く行う
- 緊急時に備え、知的の障害特性に配慮した、市独自の自宅でのアセスメント的生活体験を実施。地域生活支援員がアセスメント
- ピアカウンセラーによる地域移行支援を積極展開
- 各地域生活支援員の得意分野を生かして束ねる「主任地域生活支援員」養成を構想中

### 新宿区(東京都)

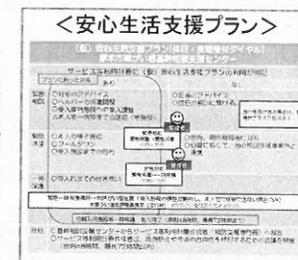
3障害(身体、知的、精神)別に「相談支援拠点事業所」を配置中核機能を担う基幹相談支援センターと合わせて地域生活支援拠点等として位置付ける

- 財政的な担保を得るため、新宿区第三次実行計画(平成28~29年)に計画事業として位置付ける
- 5つの機能について既に実施している事業と地域生活支援拠点等として必要な機能・課題を洗い出し、整備・強化すべき方向性を明確化
- 相談支援専門員を増配置し、3か所の「相談支援拠点事業所」で土日相談を実施。緊急受け入れ先の短期入所につなぐなどワンストップで対応
- 緊急時の定義を設定。利用者は短期入所の支給決定を受けた人が対象

### 厚木市(神奈川県)

地域で障害の区別なく相談が受けられるよう機能強化地域包括支援センターとも連携し、地域包括ケア社会の一翼を担うことを目指す

- 既存の社会資源を整理し、不足していた「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場の提供」はプロジェクトチームを立ち上げ、新たに整備
- 日中は、障がい者基幹相談支援センターと障がい者相談支援センター(5か所)が相談を受け、夜間・休日は緊急相談のみ障がい者基幹相談支援センターが対応
- 緊急時の受け入れ・対応として、夜間・休日の緊急対応を想定した対応プラン((仮称)安心生活支援プラン)を個別支援計画に盛り込む形で作成



## Ⅱ. 好事例自治体等の取組み概要(抜粋)

### 北信圏域(長野県/中野市・山ノ内町・飯山市・木島平村・野沢温泉村・栄村)

多機能型の前身ができていた長年の実績がある法人を地域生活支援拠点等として、緊急対応コーディネーターを配置基幹相談支援センターに地域安心コーディネーターを配置し、地域生活支援拠点等を補完するもう一つの核として機能

- 事前登録者への緊急相談・駆けつけ支援は生活支援拠点等が、事前登録者以外の緊急相談は基幹相談支援センターが対応
- 2市1町3村で「ハイリスク者登録台帳」(サービスにつながっていないが緊急時対応が想定される人)を整備し、地域安心コーディネーターを中心に、地域の支援体制を構築していく予定
- 地域生活支援拠点の整備にあたっては、長野県が積極的に関与(県内の他の圏域も同様)

### 西宮市(兵庫県)

自立支援協議会の部会等で、課題や不足する機能等を協議地域生活支援拠点等(地域共生館(ふれぼの))に相談体制を強化するとともに、体験の場を盛り込む。その他の機能は既存の資源を活用

- 基幹型相談支援センターが相談事業所を全面的にバックアップし、西宮市独自の「本人中心支援計画」を作成
- 支援開始後早期から体験等を促し、緊急時の対応に備える体制を整備。体験利用を通じて支援者の研鑽も行う。
- 宿泊体験の場として「自立生活準備室」(2室)を設置。単身生活等の自立生活希望者に貸し出す
- 市内全体での面的整備だが、市内の各事業者の位置づけを明確にすることと、周知・協力体制の強化が今後の課題
- 近隣大学と福祉人材育成や、地域活動、地域課題の研究で連携

### 新見市(岡山県)

誰でも利用できるワンストップの相談窓口「ほほえみ広場にいみ」(障害者地域活動支援センター)  
同一建物内の各事業所(精神科医療、地域活動支援センターⅢ型、日中一時支援、児童発達支援、放課後等デイ、就労支援など)と日常的に連携し緊急時は迅速に対応  
「ほほえみ広場にいみ」は地域の拠点としても開放

- 「ほほえみ広場にいみ」を拠点に適切な支援につなげていく連携体制
- 緊急時には短期入所を空床型(医療型含む)で確保、相談支援専門員も配置
- 協議会の開催頻度が高い各部会を通し、関係機関との連携を構築
- 警察とも情報連携し、緊急時に迅速に対応
- 相談支援ファイルの積極的な活用で保護者、学校と連携

### 松山市(愛媛県)

北部、南部、市全域に対応する3か所のワンストップの相談支援を地域生活支援拠点等とする面的整備

- 3施設で時間外の相談対応を携帯電話で実施
- 松山市精神障害者地域生活チャレンジ事業(市事業)を実施し、精神障害者の地域移行を促進
- 相談支援事業所と3施設間の積極的な協力体制により、緊急時の受け入れがスムーズ
- 地域生活支援拠点等の母体法人がもつ幅広い施設等や地域性、ネットワーク、市の協力により、面的整備としての連携も充実
- 3施設独自の勉強会、3施設合同のケース検討会議や職員の研修会、意見交換会などにより、3施設を中心に地域の福祉力を向上